

【経済対策、2次補正予算に向けた意見】

- 十分な「予備費」で国民に安心を (内閣、財政金融部会)

2次補正の歳出総額の半分を「新型コロナウイルス感染症対策予備費」とすべき

感染の第2波、第3波が来ても、同規模の対策を、もう一度打てることとなり、国民は政府与党の盤石の備えに、安心できます。

予備費には用途を定めないものと、緩やかに絞った「用途限定予備費」がありますが、憲法を含む法的ルールに金額の上限規制は一切ありません。

令和2年度1次補正では用途限定の「新型コロナウイルス感染症対策予備費」として1兆5千億円を盛り込んでいます。補正予算の歳出全体約25兆7千億円に占める割合は約5.84%です。

平成23年2次補正では「東日本大震災復旧・復興予備費」として8千億円を計上、予備費の割合は40%。「国民総動員」状態の今回なら50%でも自然です。

予備費は公金の使い道を厳格に定めないという意味で、国会による事前議決原則の例外です。これから詳細を詰める2次補正において、予備費の割合が極めて高い内容となったとしても、令和2年度当初予算と合わせた補正後予算全体でみた場合に、この割合が低ければ事前議決原則には反しません。平成23年度の2次補正の先例もあります。

➤ **テナント賃料（家賃）減免交渉に関する政府指針の公表**

（法務、経済産業部会）

休業とテナント賃料につき、民法の政府指針を公表すべき

賃貸借契約に特約が無い場合、賃料は休業の形態によっては当然に減免される場合があります。そのルールを定めているのが民法です。同法は今春、改正されましたが、施行前に結ばれた契約は旧民法によって規律されます。

- ① 賃貸人がテナントを使用収益に適した状態で提供し続けていると、賃借人の判断で休業すれば、賃貸人は義務を果たしているため、賃借人は賃料の支払い義務があります。
- ② 多数のテナントが入る商業施設の運営側が、出入口を施錠し完全閉鎖したような場合は、賃借人は賃料債務を免れることがあります（施設に立ち入って、ネット販売の事業をできるケースなどは別扱い）。

賃貸人はテナントを賃借人に使用収益させる義務を負っています。滅失以外の理由で賃貸人が義務の一部を果たせなくなった場合、賃料の減額を認めた裁判例もあります。

賃貸人の判断による施設の全面閉鎖の②のケースでは、賃借人が賃料の減免を求めるのは事業や社員の生活を守る自助です。

契約に協議条項があれば、休業に際し賃貸人と賃借人双方が賃料につき誠実に協議することになります。感染症の状況に鑑み、双方が共助の精神を発揮することが強く求められます。損失の公平な分担が必要な事態です。

問題は、誠実に協議する場合のルールが必ずしも当事者に十分知られていないことです。商業施設の賃借人の多くは中小・小規模事業者であり、契約や民法などに詳しい専門スタッフを抱えていないようです。ルールに関する情報格差が生じないよう、政府は「休業とテナント賃料」のルールにつき、早急に分かりやすく解説し、誠実協議へのモノサシを示すべきです。

- 賃料を免除した場合の損金処理の取り扱い (国土交通、財政金融部会)

損金処理に必要な書面等、手続きの簡素化が必要です

- 与党提案の「家賃支援給付」制度 (経済産業、国土交通部会)

支援額の上限(法人：月50万円等)の拡大

前年実績がない事業者や開業直後の事業者等についても対象とすべき

- 固定資産税等の減免措置 (経済産業、総務、国土交通部会)

大企業・中堅企業を含め、全ての企業を対象とするべき

- 令和3年度(2021年度)の固定資産税について (総務、国土交通部会)

2021年度の固定資産税評価替は評価額、課税額を据え置くべき

土地価格は遅効性があり、都心部については、前回の評価替え時と比べ、10～20%程度の評価額アップが予想されている。コロナによる経済不振のなか、これは理不尽。

- 日本政策金融公庫につき、代理貸付制度の活用

(企業等への資本性資金の供給PT、財政金融、経済産業部会)

信用保証協会の関与型に加え、信用金庫、信用組合等を日本政策金融公庫の代理店として積極活用し、金融支援の機動性向上を図るべき

- 持続化給付金の充実 (経済産業部会)

金額を大幅に引き上げ、企業規模要件は大幅緩和すべき

➤ 雇用調整助成金の特例措置

(雇用調整助成金の拡充PT)

上限額を大幅に引き上げたうえ、この措置を4月まで遡及すべき

以上